

平成27年度 九州管内の電波監視概況

1 混信・妨害の申告状況

▶ 昨年度に比べ申告件数は微減

平成27年度の混信・妨害申告件数は304件で、平成26年度(306件)と比べて2件(0.7%)減でほぼ横ばいであった。そのうち、重要無線通信妨害※に係る申告は158件(全体の52.0%)で、平成26年度(138件)と比べて20件(前年度比14.5%)増加している。また、業務用無線やアマチュア無線など一般の無線局への混信等に係る申告が121件(全体の39.8%)、人体への電磁波の影響の相談やテレビ・ラジオ、パソコン、家電機器などへの障害に係る電磁環境関係申告が25件(全体の8.2%)となっている。(図1参照)

全国の平成27年度申告件数(電磁環境関係申告を除く。)は2,497件で、平成26年度(2,766件)に比べて269件(9.7%)減少している。(図2参照)

▶ 重要無線通信妨害は海上関係が最多

重要無線通信妨害に係る申告を用途別で見ると、海上関係の混信妨害事案が99件(全体の62.7%)で最も多く、平成26年度(61件)と比べ38件増加した。次いで航空関係34件(同21.5%)、消防8件(同5.1%)、鉄道事業6件(同3.8%)の順となっている。(図3参照) 九州管内では、船舶に開設された無線局が全国の約22%を占めるなど海上関係無線局が多いことから、海上関係の混信・妨害件数の割合が高くなっていると考えられる。

全国の状況を見ると、航空関係が276件(全体の40.8%)で最も多く、また、海上関係が268件(同39.6%)と同程度に多く、この2つで全体の8割を占めている。(図4参照)

▶ 一般申告はアマチュア無線が最多

重要無線通信妨害以外の一般申告を用途別で見ると、アマチュア無線に関するものが最も多く86件(全体の71.1%)、次いで、簡易無線局関係6件(同5.0%)、各種業務用5件(同4.1%)の順となっている。(図5参照)

全国の状況を見ると、アマチュア無線が1,449件(全体の79.6%)と最も多く、簡易無線局関係39件(2.1%)、各種業務用11件(0.6%)の順となっている。(図6参照)

※重要無線通信妨害とは、電気通信、放送、警察、防災行政、消防、航空、船舶、気象、電気、鉄道等に係る無線通信への妨害をいう。

図1 混信・妨害申告件数の推移(九州)

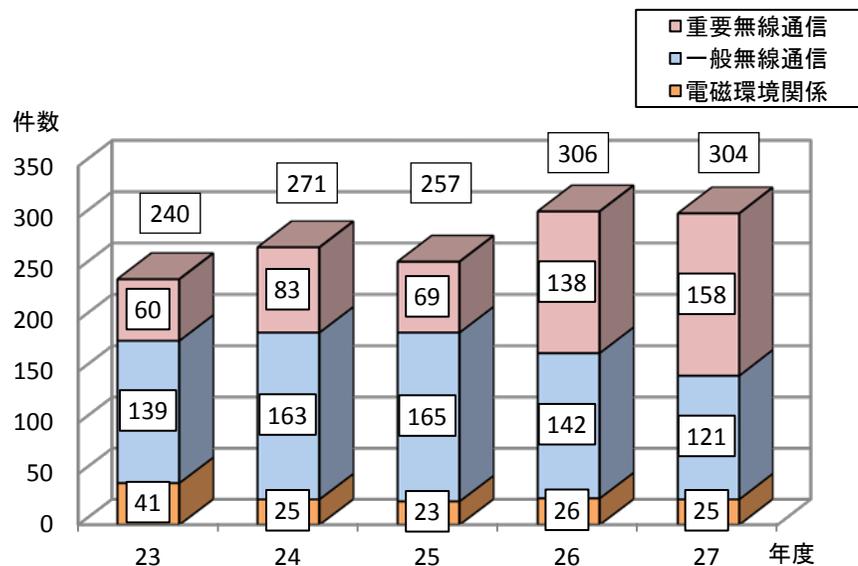
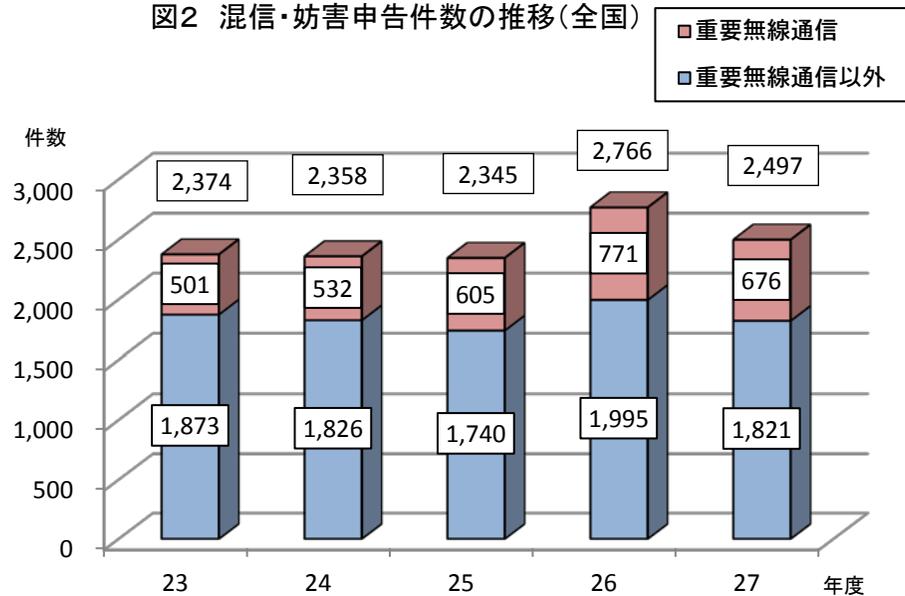


図2 混信・妨害申告件数の推移(全国)



平成27年度 九州管内の電波監視概況

図3 重要無線通信妨害申告件数(用途別)(九州)

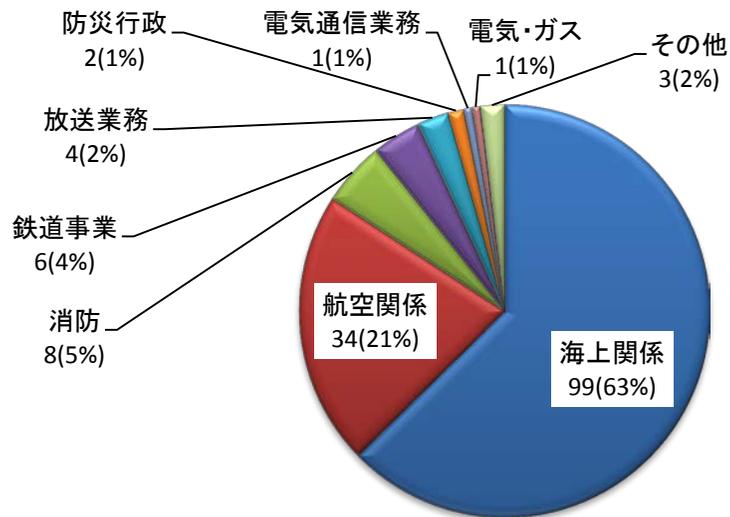


図4 重要無線通信妨害申告件数(用途別)(全国)

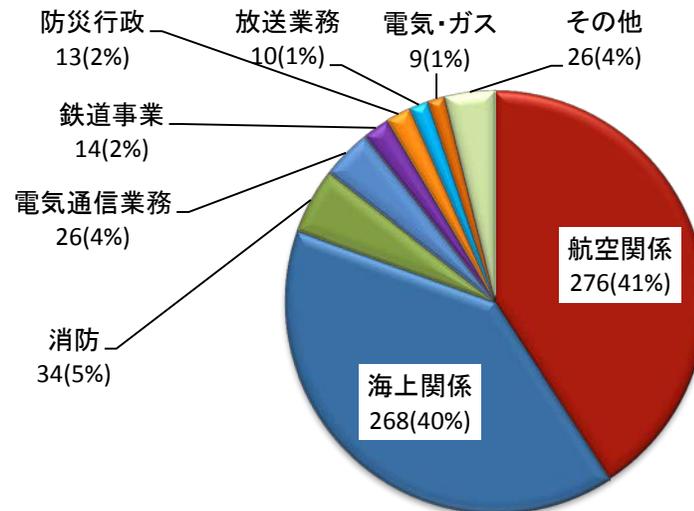


図5 一般申告件数(用途別)(九州)

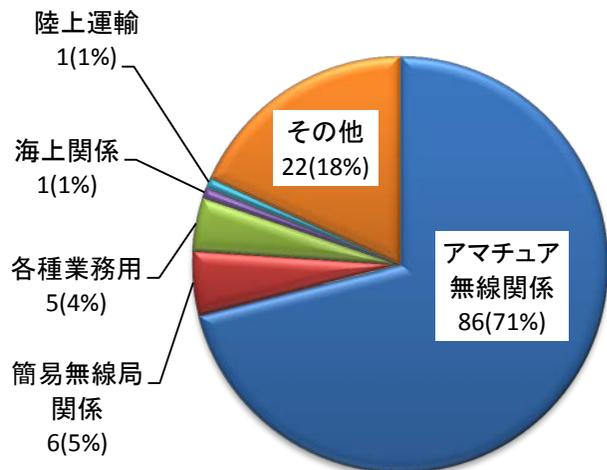
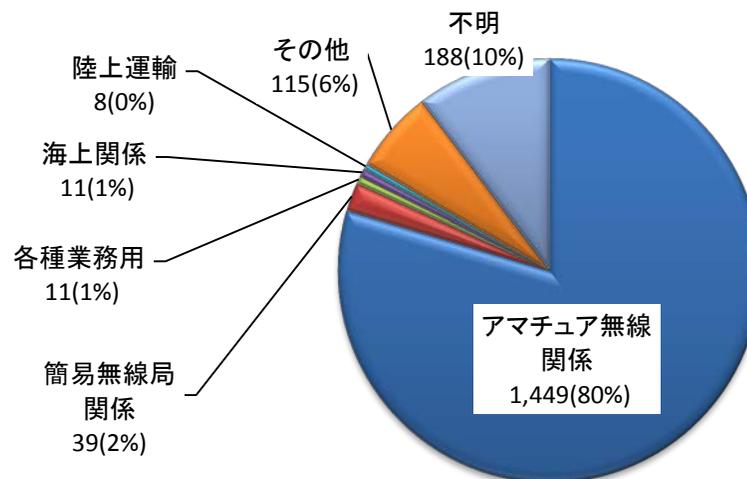


図6 一般申告件数(用途別)(全国)



平成27年度 九州管内の電波監視概況

◆ 重要無線通信妨害の発生・措置状況（平成27年度）

発生状況

- ▶ **重要無線通信妨害(重妨)は前年度比14.5%増加**
平成27年度の九州管内の重妨申告件数は158件(全国の23.3%)で、前年度(138件)と比べて20件(14.5%)増加している。(図7参照)
全国の平成27年度の重妨申告件数は676件で、前年度(771件)と比べて95件(12.3%)減少している。(図8参照)
- ▶ **緊急波※1の申告が急増**
緊急波に関する申告は107件で、前年度(79件)に比べて28件(35.4%)増加している。また、緊急波以外に関する申告は51件で、前年度(59件)に比べて8件(13.6%)減少している。(図7参照)
九州においては、外国波の異常伝搬によると思われる緊急波(国際VHF70ch※2)の申告件数が増加している。
- ▶ **夜間・休日の申告件数が全体の約4割**
夜間・休日(執務時間外)に発生した重妨件数は70件(44.3%)、昼間(執務時間内)の発生は88件(55.7%)で、昼間の発生が多くなっている。

※1 緊急波とは、航空機や船舶の緊急事態発生時に使用する周波数をいう。
※2 国際VHF70chとは、船舶のデジタル選択呼出装置(DSC)による遭難・緊急等の呼出・応答用チャンネルをいう。

図7 重妨申告件数の推移(九州)

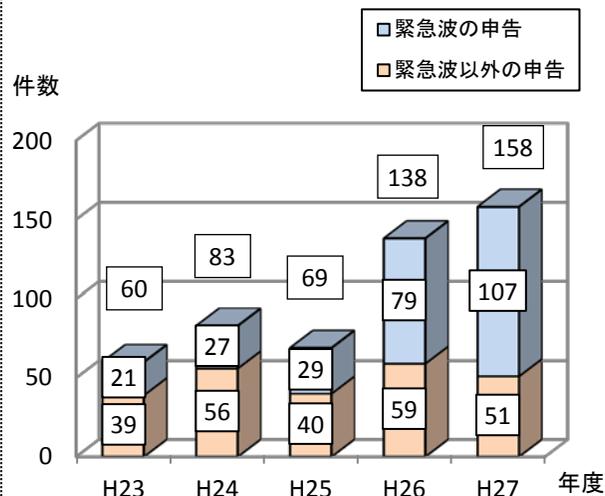
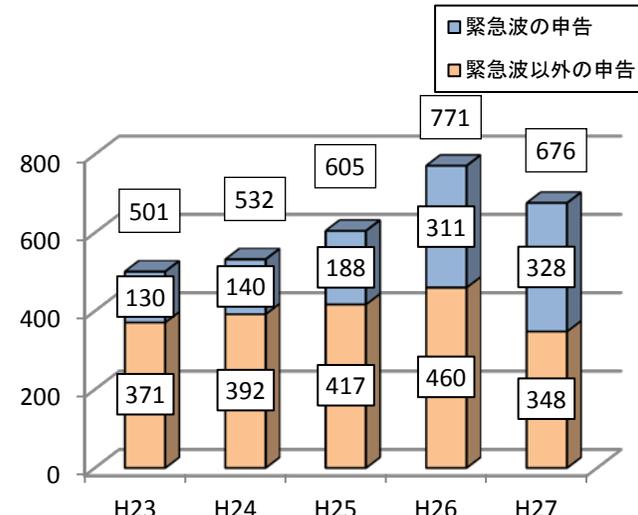


図8 重妨申告件数の推移(全国)



措置状況

- ▶ 重妨申告158件については全て解決済みであり、重妨の発生に際しては、妨害源の迅速な排除に努めている。
- ▶ 発射原因を特定した事案は21件であり、そのうち、16件が誤発射・整備不良によるもの、2件が不法局によるもの、3件がその他によるものである。(図9参照)
- ▶ 緊急波に関する申告107件のうち、発射源の探査又は位置情報提供等により15件を排除しており、自然消滅が92件である。排除したもののうち、11件は誤発射・整備不良、2件は不法局、2件はその他である。(図10参照)
- ▶ 緊急波以外に関する申告51件のうち、妨害源を特定し排除した事案は6件であり、自然消滅が45件である。排除したもののうち、5件は誤発射・整備不良、1件はその他である。(図11参照)

図9 発射原因の概要(九州)

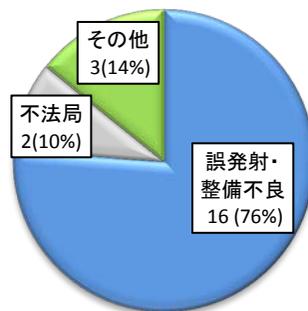


図10 緊急波措置状況(九州)

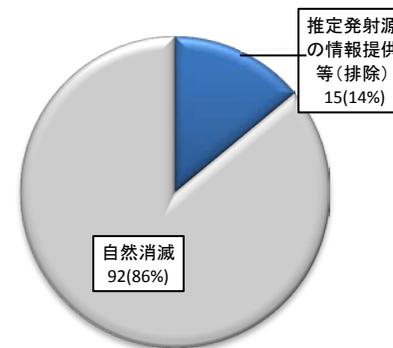


図11 緊急波以外の措置状況(九州)

